

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月9日
【会社名】	ロードスターキャピタル株式会社
【英訳名】	Loadstar Capital K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 岩野 達志
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座一丁目9番13号
【電話番号】	03-6630-6690
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 川畑 拓也
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座一丁目9番13号
【電話番号】	03-6630-6690
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 川畑 拓也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年3月27日付けで、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出した臨時報告書の内容につき、第11回新株予約権については訂正すべき事項が生じ、また、第13回・第14回新株予約権については本日開催の取締役会において、当該新株予約権の発行を中止する決議をしたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものである。

2【訂正事項】

2 報告内容

ロードスターキャピタル株式会社 第11回新株予約権

新株予約権の内容

(7) 新株予約権の行使の条件

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

ロードスターキャピタル株式会社 第13回新株予約権

ロードスターキャピタル株式会社 第14回新株予約権

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して示している。

ロードスターキャピタル株式会社 第11回新株予約権

新株予約権の内容

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役（法改正によりこれらに類する地位が生じた場合はそれも含む。）または従業員^のいずれの地位にも該当しなくなった場合、その時点において未行使の全ての本新株予約権を喪失する。ただし、「(9) 新株予約権の譲渡に関する事項」記載内容が優先して適用される。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、本新株予約権に付された強制行使条項の実効性を確保するため、本新株予約権者は、本新株予約権を放棄してはならず、また、当社又は当社関係会社の役職員の地位を喪失した後も、当該強制行使条項は引き続き適用されるものとし、当社は、当該強制行使条項の実効性を害することとなる本新株予約権の任意取得を行わないものとする。なお、当社と新株予約権を有することとなる者との間で締結する「新株予約権割当契約書」（以下「本割当契約」という。）または本要領にて定められていない事項が発生した場合、当該事項への対応については当社の取締役会にて決定するものとする。

ロードスターキャピタル株式会社 第13回新株予約権

報告内容の取り下げ

ロードスターキャピタル株式会社 第14回新株予約権

報告内容の取り下げ